

## 第8回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成20年12月19日（金）

10時から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 改めまして、おはようございます。

12月議会、先日終了いたしました。大変お疲れのところを委員の皆様には御集合いいただきまして、大変ありがとうございます。3月に設置した委員会も平成20年としてはきょうが最後ということでございまして、まだまだ全く道が見えにくいというか、いよいよこれからどんな方向に進むのかという、ようやくスタートラインに立ったかなというふうな感じを持っております。

きょうはまた前回の資料とは違う形で資料をまとめたものを御説明させていただきますので、少しその辺の御審議もいただきたいというふうに考えております。

松上委員は、公社の理事会、副議長の充て職で幹事でございます。そちらへ今、出席をされておられますので、終わり次第、委員会のほうには御出席いただくということでございますので、御了承をお願いしたいというふうに思います。

それでは、事項書に従いまして、第8回の議会のあり方等検討特別委員会を開催させていただきます。

まず、事項書の1、第7回特別委員会議事概要及び決定事項の確認についてを事務局より説明いたさせます。

西川局長。

【西川事務局長】 それでは、第7回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項について御説明をさせていただきます。お手元に決定事項の検討資料を配付させていただいておりますので、それをごらんおきいただきたいと存じます。

去る11月21日に開催されました第7回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項は次の3点でございます。

まず、1点目といたしましては、9月30日に開催されました第6回の特別委員会の議事概要の確認でございます。

2点目といたしましては、本日の第8回特別委員会につきまして、第1回アンケート結果の考察をもとに議論をするということでございます。

次に、第3点目といたしまして、本日の特別委員会の日程の決定でございます。

以上が前回第7回の議会のあり方等検討特別委員会における決定事項でございます。

以上でございます。

**【竹井委員長】** ただいま事務局長より第7回の特別委員会の決定事項について報告をいたさせました。

お手元に第6回の議事概要が配付をされておると思います。前回配付いたしましたものからこちらのほうに差しかえをお願いいたしたいというふうに思います。少し議事の内容を整理してあります。懇談会も開催いたしておりますので、懇談会のほうと、それから、委員会のほうと中身を分けて今回配付いたしました。前は一緒になっておりましたので、分けて配付をいたしておりますので、確認をお願いいたしたいと。これからもこういう形で分けて報告をさせていただきます。

第7回につきましても同様に、児玉教授の研修会内容、それから、その後の資料説明等の内容、それから、もう一部、懇談会のほうの概要というふうになっておりますので、また、7回のほうにつきましては、いつも言うておりますように、中身を各委員の方で精査をいただきまして、少し自分の発言と違うとか、内容が違うということであれば、事務局のほうにお示しをいただきまして、整理をしていただきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【竹井委員長】** それでは、議事のほうへ入らせていただきます。

お手元に、第1回アンケート調査結果に基づく検討課題というふうに改めて資料配付しております。第7回で、三重県の条例を参考に少しどんな御意見があったのかということとずっと各条例に当て込んだような一覧表を作成いたしました。それで議論しようかなと思ったんですけど、余りにも条例と密着し過ぎているので、もう少し大きなテーマで意見を集約したらどうだろうかというふうなことになりまして、これから説明いたさせますが、事務局のほうで、今、お手元に配付をした資料のような形に改めてつくりかえをいたしました。

これから条例に入っていくという格好、余りにも条例とダイレクトですと、また議論もなかなかしづらだろうということで、今から説明いたさせますが、ちょっと違う視点で

皆様からいただいたアンケートの内容について整理をさせましたので、この内容をもって、これから少し議論を深めていこうかなというふうを考えておりますので、ただいまから事務局にその内容について説明をいたさせます。

西川局長。

【西川事務局長】 それでは、お手元に配付させていただきました第1回アンケート調査結果に基づく検討課題について御説明をさせていただきます。

去る11月21日に開催されました第7回の特別委員会におきまして、株式会社ぎょうせいさんに作成していただきました資料、第1回アンケート結果の考察と、事務局が作成いたしました資料、三重県議会基本条例の規定内容に従い、アンケートで出された各意見を分類した2つの資料を出させていただいたところでございますが、本日、お手元に配付させていただきました資料は、株式会社ぎょうせいさんがつくっていただきましたアンケート結果の考察をもとにいたしまして、別の角度から再度分類、整理し直したものでございます。

また、この資料につきましては、大ざっぱにまとめてありますので、各意見の詳細につきましては、前回の特別委員会で提出させていただきました第1回アンケート結果をごらんいただきたいと存じます。

それでは、提出資料をごらんいただきたいと存じます。分類の区分といたしましては、5項目とその他の6分類といたしております。

まず、第1点目といたしましては、議会の役割と責務という分類でございます。これは、市長と議会との関係と、このようにも言えるのではないかというふうに思います。

第2点目といたしましては、議員の役割と責務ということでございます。

第3点目といたしましては、議会の情報公開及び説明責任でございます。これにつきましては、議会と市民との関係というふうにも言いかえることができるのではないかというふうに思います。

第4点目といたしましては、開かれた議会ということで、ここでは、アンケートにおいて多くの意見が寄せられました会派に関する事項も含めまして、主として議会運営に関する事項でございます。

5点目が議会事務局の体制整備についてでございます。

そして、最後の6点目がその他というふうにいたしております。

また、各分類ともにアンケートで出された各意見を記載し、その意見から読み取れます

共通事項を議論の方向としてまとめさせていただいております。この議論の方向ごとに具体的にどのように取り組んでいくのか、あるいはどのように改革していくのかということについて議論いただければというふうに考えます。

その次に、基本理念等につきましては、議論の方向性の基本となる考え方及び原理原則などを記載いたしております。

次に、主な論点につきましては、アンケートにおいて出されました各意見における問題点、それから、改善点、課題などについて、主として、株式会社ぎょうせいさんにまとめていただいた資料をベースといたしまして、論点としてまとめたものでございます。

それでは、具体的に説明に入らせていただきますと、資料の1ページでございます。第1の議会の役割と責任につきましては、アンケートで出された各意見に共通する考え方があります、まず、議論の方向でございますが、この中では、次の3点を挙げる事ができるというふうに考えます。この3点につきましては、出された各意見ともに基本的には考え方が一致している事項だというふうに思います。

まず、1点目といたしましては、執行機関との緊張ある関係の構築でございます。

その次は、1点目と関係の深いものでございますが、執行機関の監視機能の強化でございます。

3点目といたしましては、政策の調査、企画立案や政策提言の推進でございます。

アンケートで意見として出されました、例えば議員の資質の向上、市民からの負託としての自覚行動、専決処分に関する意見、議決事項の拡大、それから、委員会運営などの意見があります。これは上の段を見ていただきたいと存じますが、これらすべてその根底に流れている考え方といたしましては、先ほど申しました議論の方向性として集約した3点に尽きるのではないかとこのように考えます。

次に、基本理念につきましては、先ほど議論の方向で説明させていただきました3つの方向性の根幹となるような原理原則でございます。それは、二元代表制とチェック・アンド・バランスという考え方に尽きるのではないかとこのように思います。

続きまして、次のページをめくっていただきたいと存じます。

主な論点でございますが、先ほど議論の方向性で挙げさせていただきました事項における問題点とか、改革すべき課題、論点及び議会基本条例を策定する場合に記述すべき方向性などについての論点と考えます事項でございます。これを挙げさせていただいております。

次に、2の議員の役割と責務についてをござんいただきたいと存じます。

アンケートの各意見から読み取れる論議の方向といたしましては、議員の議会活動及び議員活動の諸原則に関する事項でございます。内容といたしましては、市民の代表であるという自覚と行動及び自己研さん、そして、市民に対する説明と報告でございます。それらに流れる基本的な理念といたしましては、二元代表制のもとにおける住民に対する議員の政治責任ということではないかというふうに思います。

次に、主な論点といたしましては、先ほど説明させていただきました執行機関の監視や政策立案、政策提言に加えまして、議員の自己研さん並びに市民に対する説明はどうあるべきかということだというふうに理解いたしました。

次に、3の議会の情報公開及び説明責任につきましては、次の4ページを見ていただきたいと思ひます。

論議の方向として、多様な媒体を用いた市民への情報提供の推進、2点目が民意の把握、3点目が市民に対する説明責任という3点にまとめることができると思ひます。

また、基本理念といたしましては、住民自治の進展というのがその根幹になる考え方ではないかと思ひます。

また、主な論点といたしましては、情報公開と民意の把握及びその反映方法はどうすべきかということではないかというふうに思ひます。

次に、4の開かれた議会につきましては、ここでは議会運営に関する意見をまとめてみました。

その内容といたしましては、会派に関すること、2点目は、議会役員と任期についてでございます。3点目といたしましては、議会開催と質疑質問に関することとございます。4点目といたしましては、市民との関係における情報公開でございます。5点目といたしましては、全員協議会及び委員会協議会に関する事項でございます。

また、論議の方向でございますが、会派のあり方、それから、会派の定義、そして、先ほど説明いたしました議会としての市民に対する情報公開、情報の提供の推進、さらには、議会役員等に関する事項及び定例会会期の柔軟化、それから、質疑質問時間の確保についてでございます。こういったことが論議の方向性だというふうに思ひます。

主な論点といたしましては、会派につきましては、そのあり方、定義及び議会運営における役割などについての論議を深めていただく。この中で、議会役員や任期に関する事項、さらには、定例会の会期や質疑に関する事項についても方向性がある程度見えてくるので

はないかというふうに考えます。

また、情報公開につきましては、先ほど申したとおりでございます。

なお、全員協議会あるいは委員会協議会につきましては、先般の地方自治の改正によりまして、公的な会議としての位置づけ、そういった視点、それから、会議の公開といった、こういった視点もあわせて議論していただく必要があるのではないかというふうに考えております。

次に、次のページを見ていただきたいと存じます。

5の議会事務局の体制整備でございます。

アンケートの各意見におきましては、事務局の運営の課題のほかに、議会及び議員の政策立案や政策提言などの支援機能の向上が必要との意見が多数ございました。そういうことから、議論の方向としては、議会事務局の体制整備を進めるということになるかと思っております。

具体的な論点といたしましては、議会事務局の役割、あり方についての論議と、それに応じた体制の充実ということであろうかというふうに思います。

6のその他の項につきましては、議会の施設、議員定数、議員報酬及び政務調査費などがございます。

これらにつきましては、論点は比較的明確であると考えますが、議員定数や報酬、さらには政務調査費につきましては、市民が納得できる方法とか、市民に対する説明をどのようにするのかというのが最大の課題ではないかというふうに考えます。

以上で説明を終わらせていただきますが、私どもの資料が各委員さんの議論のきっかけとしていただきたいと、こういう気持ちでこの資料を作成させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。

**【竹井委員長】** 前回まとめましたA3の表と、ぎょうせいさんからいただいた考察というものをくっつけて、それで大きく6つの固まり、こちらから事務局に依頼しましたので、一応、事務局としては6つの固まりでアンケートの内容を整理したと。と同時に、条例の条文という意味じゃなくて、条例の中身との整合も図りながら、大きく6つぐらいに分けて議論を進めていけば、少し議会運営の形も見えるのではないかなというふうなまとめ方にしてもらいました。

あと、これに基づいて少し意見を皆さんのほうから交換するというふうに今考えてはいるんですが、まず、その前に、全体を通じてこういう進め方でいいのかどうか、まとめ方

ですね。論点の整理とか基本理念、いろいろ整理がされておりますけども、この辺のところで、もし何か御質問なり御意見があれば先に、全体を通してまず御意見を伺って、それから、もう一步中に入った議論をしたいというふうに考えておりますので、今、初めて御説明をさせましたので、少しまだ頭の中が整理がついていない、資料ばかりがどんどんどんどん出てきますので、申しわけないんですけど、一応、これが1つのたたき台にしようかなというふうに考えておるんですけども、その辺のところで、皆さんのほうから御意見があればまずお伺いをしたいというふうに思います。

宮村委員。

【宮村委員】 もちろん私も初めて今見せてもらったんですが、よく中身ができておると。これ、さっとこれで2回目を通させてもらったんですが、わかりやすく6つの項目に分けていただいていますので、私はいんじゃないかなと思います。

以上です。

【竹井委員長】 済みません、先にもう一つだけ説明をいたさせます。

その他の項に配付資料の説明が入っているんですが、実は、今、皆さんのほうに御説明をさせました検討課題の議論を進める上で、この前からお手元に分権時代の議会改革という、こういう別のまた本からの資料ですけれども、それを今ずっとお渡しをしております。

それで、今回、5回と6回のがお手元のほうに今配付がされていると思います。特に第5回までは細かなことがずっと書いてあって、第6回のところに結構今話を聞いた中身とも関連するような項目もちょっと垣間見えますので、できましたら、私のほうから、この方の案が絶対とは言いませんけれども、ほぼそういう権威のある方の、三重県議会もこの方たちとやった部分もありますので、三重県議会の条例の1つのアドバイスをされた方でもありますので、この前お渡ししました6回分の資料とともに、今回のこの検討課題と照らし合わせながら御議論をしていただくと、非常にまた論点が見やすくなる。

これが絶対ということじゃありませんので、こういう考え方もあるという、たたき台がないとなかなか私たちの頭では非常に整理しづらいところもありますので、少しこの辺とも見比べながら、今回の検討課題の整理というものの突き合わせ、それから、世の中の先端を行っている人は運営方法とかをどういうふうに考えているんだろうかというふうに少し比較をとりながら、皆さん方の御意見をまたそれによってまとめていただきたいというふうに考えています。

済みません、ちょっと中断して申しわけなかった。あとは、全体を通して進め方等、そ

れから、整理の仕方等で御意見がございましたら、お受けをしたいと思います。

水野委員。

【水野委員】 検討課題としてまとめていただいております。

6つに分かれておりますね。最終的には条例となるわけですので、大分類というのが条例上で、例えば第1章とか第2章とかということになるのか。私は、もうちょっと整理をしないといけないんじゃないかというふうに思いますけど。

条例と、この分け方、そうしないと、ある程度、論点というのが、第1章は何かと、総則であろうと何であろうと、そういうことは集中して、そこら辺。よその関係もあるけれども、そういうまとめ方をしていくという方向の確認をしておかないと、行ったり来たりばらばらになっちゃうので、最初の姿と、この大項目との関係。

しかも、条例上でいう第1章、第2章という分け方、大きく言えば。それと、この関係というものを確認するか、あるいはまた、論議の中でもうそういうことは上へ上げたり、下へ下ろしたりすることもあるということであれば、それでまた論議ができると思うけど。

【竹井委員長】 今、御指摘の意見をいただき、大變的を射たという。ただ、今回、ちょっと考えましたのは、余り条例とくっつけてしまうと、余りにも議論が見え過ぎてしまうので、一遍大ぐくりで、まずは課題点とか皆さんの御意見を、アンケートでいろいろ御意見をいただきましたので、これがAさん、Bさん、Cさんとは当然わかっておりませんので。

ただ、懸念しましたのは、例えば、この1つの議論に対して賛否が生まれますと、それを書いた人はちょっと嫌だろうし、つい反論もしたくなったりとか、そうするので、少し普遍的というか、ちょっと全体をばかして、皆さんの御意見としてはこういう固まりですよ。当然賛否もありますので、それで一回議論をして、少し議論が回り出すと、今、水野委員がおっしゃったように、それがどこの条例に派生をしていく議論になるんだと。そうしたほうがやりやすいんじゃないかと。

まずは現状の認識と課題点、これもアンケートで出していただきましたね。その辺のどこにそれをまとめていくんだと、どういう議論でまとめていくんだということで、少しまず漠然としたものをつくってやろうかなと。

それで、それぞれの御意見を薄めて、個人の御意見を薄めた上で題材として乗せていく。そうしないと、個人と個人の意見がぶつかるとなかなか先に進まないの、少しそういう配慮をさせていただきました。



ですから、水野委員がおっしゃいますように、もうちょっと立ちますと、また交通整理をして、多分、条例のほうに仕分けていくという作業に、議論をやらせていただこうと思います。もう少しその辺についてまたお時間をちょうだいしたいというふうに思います。また、事務局のほうに課題として残しておきますので。ありがとうございました。

宮村委員。

【宮村委員】 私も、最終目標、ゴールは条例の制定というところで、これは当然たどり着かないと、何のための特別委員会をやっていったのか、この重要性からいっても。

それで、きょうというのか、今、現時点では、例えば、ここに6つの項目がありますが、委員の中で全く考えていなかったのも入っている委員もみえれば、あるいは例えば1の議会の役割と責務、これでも、先ほどおっしゃってみえたように、委員同士で考え方が一緒の人と、あるいは半分ぐらいちょっと違うとか、全く違う考え方の委員もみえるもので、まず、皆さんの、我々も結構日ごろお話をさせていただいておっても、考え方というのは議員の経験にもよりますし、いろんな形で差はあると思うんですよ。だから、ここでおっしゃってみえたように、真っ白な形でこのアンケートの結果を真剣に議論していただければ、議論することが大切なことじゃないかなと。そう思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【竹井委員長】 わかりました。

今、お二人からとりあえずこういうまとめ方でいいのではないかと。それと、また今後もうちょっと議論が進んだら、少し条例との関連づけにもうちょっと今度は細分化をするという格好だと思いますが、議論の中身も条例に合わせたような形で、少しまたちよきちよき切り張りをして、最初にお渡ししたこの格好ですよ。ここにまた戻していくというんですか、そういう作業をされたらどうかという御提案もいただきました。これはまたぜひそういう形で今後進めさせていただこうというふうに思います。

全体を通してはどうですかね。とりあえず大ぐりに6つにまとめさせていただきましたけど、もうちょっとこんなまとめ方がいいんじゃないかとか、もうちょっとこういうつけ方がということがあれば、徐々にどんどんこれは変化させていただきますので、大体感覚的にはこういうまとめ方でよろしゅうございますかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 じゃ、一応、全体的にはこういうまとめ方をさせましたので、これをもって、少し何回か議論を進めていきたいというふうに考えております。

特に、今回、正副の委員長、事務局と今回の進め方の事前調整をする中で、とりあえずきょうにつきましては、一番重要な議会の役割と責務、2番目の議員の責務、特にこの辺を軸にまずは御議論をいただこうかなというふうに考えております。その辺が詰まっていますと、後の開かれた議会や情報公開や事務局についてというところもだんだん見えてまいりますので、まずは市長との関係であります二元代表も含む議会の役割、それから、議員のそれぞれの役割、こここのところを軸に皆さんからまたどういう考えなんだろうとか、こういうふうに僕は思う、私は思うというようなことも含めて、少し意見交換ができればなというふうに考えております。

冒頭、委員会の進めで申しましたように、まず、ちょっと高い視点でというか、大ぐくりに論点でまずお願いをできないかなというふうに考えております。そこだけ把握した上で次の議論に入っていこうというふうに思います。きょうお渡しして、きょう議論してほしいというのも大変かと思いますが、少し眺めていただいて、わからない点、それから、それぞれ自分が思う点があれば、意見交換をさせていただこうかなと。

どんどん発言してください。

宮村委員。

【宮村委員】　　ちょっと直近の実感も踏まえてですが、定例会で私が市長に対して二元代表制という言葉が発言しています。それで、市長はどうも二元代表制にはそうでないというふうな考えがありました。

もう一点、大森先生は私も県の議事堂で、もう6年ぐらい前だと思うんですが、講演会もお聞きして、私は二元代表制、もちろんここにうたってあるとおりになんですが、執行権があるからこそ、全く議員と首長とは違うんだと。やっぱりこれは市長の資質の問題でもありますので、そういったことで、やっぱり二元代表制、これ、軸足を重きを置いてもらって、しっかりと委員の皆さんで御議論、そういう観点で、首長の考え方次第の部分もありますもんで、議会、議員として、やっぱりしっかりとその辺のところは二元代表制ありきだという形に、方向性が行くのであれば、そういう論議をぜひとも委員の皆さんにしていきたいと。

自分の感じ方というか、それだけ先に申し上げておきます。

【竹井委員長】　　今、宮村委員から二元代表制、きょう、これを直接聞き直すとまたなかなか難しいことになってきますけど、二元代表制という問題が多分最後は議会の枠の中には出てくるというふうに私も考えてはいます。ただ、それは議論の結果としてそこに持

っていくものなのか、最初から二元代表制ということをひとつ前提に置いて議論をしているのか。確かに田中市長は、もともと二元代表性は認めていられない立場、この前、御答弁されましたけども、なかなか首長としては認めづらいような、対等の関係だと言っておるわけですから。

それと、さっきお渡しした最後の6番目のところにいろいろ議会と行政の関係の記述がいっぱい書いてあります。読んでみると、我々も反省せないかなという相当シビアな記述もありますので、少しその辺の意味合いも含めて、やっぱり対等であるべきなのかというところぐらいで議論させてもらってもよろしいですけどね。

議会と行政というのはあくまでも対等関係なんだと。要するに、従属されていないという意味ですよ。ただ、問題は、責任という問題もあるのかもしれませんが、そのことは田中市長の言う責任は行政がやるというふうに前からおっしゃっていますので、そういう意味で、二元代表じゃないというふうなお考えなのかと私は個人的に思っていますけど。

その辺で御意見があれば。要は、二元代表制を軸に一巡議論は進めようということなのか、結果的にそこに行くのか。入り口でまずは整理しておいてもいいなと思いますので、どなたかもしお考えがあれば。三重県はそれを標榜して、今、一生懸命やっているわけですので、御意見があればお伺いしてもよろしいですけどね。

水野委員。

【水野委員】 基本的にアンケート結果から出ているということですから、だから、決めつけるということじゃなくて、論議の過程でそういう方向になれば、やっぱり議会としてそういう方向で行くんだと、あるいは条例としてその考え方で行くんだという結論が出ても別に構わないと思うので、決めつけるということじゃなくて、論議の過程で大事にしたいと思いますが。

【竹井委員長】 少し二元代表制の資料も確かに用意はまだ全くされておられません。それも少し用意をさせながら、またいつでも二元代表制って何なのということをもう少し細かい県の考えもあると思いますので、少しそれは資料として用意をいたさせますので、きょうに関しましては、特にこれだと決めつけることなく、特に1番、2番のところですしお気づきになった点等があれば、意見交換をしていただきたい。

服部副委員長。

【服部副委員長】 議会の役割と責務というところについて、この12月議会で感じた

ところをちょっと話をしたいと思うんですけども、最終的に、名誉市民条例と、それから、情報公開条例に反対が出たという結果ですね。これについて、例えば、議案質疑の中で問題点をただすというところまでは議会の機能としていいと思うんですけども、そうしたら、その問題点が明らかになった時点で、この点をこう直せば、これは成立させることができるんじゃないかという、いわゆる修正というんですかね。

だから、我々は単に可否だけを最終的に決めればいいという立場じゃなくして、執行部が出してきた議案であっても、どういうものにつくり上げれば市民が納得するというのか、我々ももちろん賛成できるというものになるのか、そういう作業をするというところがやはりずっとこの間、自分自身を含めて、一番亀山市議会が弱いところじゃないかなと。

だから、最終的に反対をするというのでよしとしてしまうところが私自身もあるので、そうじゃなくして、この部分をこう変えれば、その意見が全部自分が主張する部分も入れられるし、賛同も得られるんじゃないかという形での、いわゆる修正といいますか、議案の修正、そういう作業をもっと重視するというのか、そのことがいわゆるここに書かれているチェック機能でもあり政策立案機能でもあるんじゃないかなと、そんなふうにするので、そういう議会にぜひ変わっていかないと、いつまでも出してきた議案に対して賛成か反対かだけをとにかく、最後になって、丸かバツかを挙げるという、こういう形ではやっぱり本来の議会の役割が果たせないんじゃないかなというふうなことを今回感じましたので、やっぱりそういうところ、この議論を通じてできる議会になったらなというふうには自分自身の反省も含めて思っています。そんなことです。

【竹井委員長】 宮村委員。

【宮村委員】 偶然ですけど、私は先ほどの服部委員の発言は賛成なんです。それで、議会の役割として、服部委員も議席がお隣同士ですから、名誉市民条例の件で今回どうするのかと私も尋ねて、ちょっと範囲が狭いというのか、もうちょっと広い範囲やったらなとかと、こういう話を実際していました。

だから、当然、条例が出てきて、議案質疑で説明があつて、次、各常任委員会に付託される間で、先ほどの修正の話ですけど、その常任委員会の中で議員が質疑して、答弁された結果を踏まえて、そのときの時の委員長は自分の所管の分は、やっぱり僕は委員会の協議会でも開いて、次の最後の常任委員会での可か否かというところにすぐ行くんじゃない、今、現実はどういっていますよ。

だから、私としても、基本的に賛成だなということで、一部ちょっと修正を加えたほう

が議会として必要じゃないかなと思いつつも、賛成やから賛成の立場で、ちょっともう一つじっくりいかんけども、賛成していると。これは服部委員が言っているのと同じようなことだね。何かすっきりしないけど、賛成やわなという部分も今までの経験上ありました。

だから、修正というのは、するせんは別にして、やっぱり議論はすべきだと僕は思います。

以上ですが。

**【竹井委員長】** 今、お二人から、少し議会の役割というところで、チェックという部分と同時に、何をもちょうとするのかという、私も十何年経験がありますけど、ほとんど修正は、議論の過程上で理事者側が修正を出したり、一たん取り下げたりということは記憶がございませうけれども、議会側が条例を修正したり、予算を修正した記憶は私の14年の間ではないと。ただ、議論がすごく活発になると、理事者がそれに敏感に反応してくるというんですかね、そういう記憶はございませう。

ですから、今のお二人の議論というのは、またこれからの議会と議員が一番根幹をなすところかなと。チェック・アンド・バランスとかがありましたけど、追認機関ではないんだぞという議論の1つのたたき台になります。

また、この辺の議論でも結構でございませうので、これまで議会に携わっていて、何か不自然だとか、不思議だとかということがあれば、私たちはそれでなれ親しんできているので、特に最近議員になられた方ですと、何でこんなことをしないんだらうとか、あるのであれば、またお聞かせ願えれば非常にありがたいなと。

服部副委員長。

**【服部副委員長】** 追加的に、竹井委員長が最初に提案させてもらった中身として、最初の1、2の議会のあり方であるとか、議員の責務であるとか、ここをきちっと議論すると、後のところが議論が進みやすいという部分を話させてもらった中で、例えば今言ったような問題をやっていこうと思うと、例えば議案の修正をしようと思うと、すぐぶつかるのが、いわゆる会派の問題。会派間の横にずっとつなげたような協議がどれだけできるかとか、それから、もう一つは、事務局の機能として、そういう修正案をつくるというのは大変なことなので、そういう部分で事務局がきちっと働いてもらわんならんという問題も次の段階で出てくるんやと思うんですよ。

だから、そういう責務とあれがあるということが、例えばみんなの中で確認されれば、

次の段階として、じゃ、会派はどうあるべきなんやとか、事務局はどういう体制にあるべきなんやという問題に行かざるを得んのかなという意味で、このところをしっかりと議論しておけば、次の段階へも進みやすいんじゃないかと、こういう意味で言わせてもらったので、必ずそういう問題が派生して出てくると思いますよ。だから、そんなことで考えていただけたらなと思います。

【森（淳）委員】 私は、今井市長のときからのあれなんですけど、昔は、やっぱり行政側というのはなかなか否決はもとより修正すること自体が非常に困難で、だから、今まででも一遍ぐらい修正させなあかんということがありましたけど、やっぱり今井市長の時代は必要以上に多かったと思うんですけど、今だと突然出てくるようなものじゃないですか。その前に、実はこういうふうな考え方があります。実はこういう方向で質疑のあれに出したいと考えておるといふようなところから、協議会でそういうあれはある。そうすると、協議会はいわばカンニング精査だ。そうやけども、もうそれがやっぱり自分らが出して、修正をされる、否決される、そういうことがあつてはあかんということの中で、それまでに皆さんの一遍意見を聞いておこう、こういう機会が私は随分あつたと。

ただ、それに比較して、最近は本当に突然ですがということではと出てくる。そうすると、もう本当にイエスカノーか、修正をさせたいけども、もうここまで来ておる。向こうは修正はさせたくない、したくないと、こういうことで来ておるでね。それがええのか悪いのかということは私も、余りそれがカンニングが多過ぎるとあかんと思うんですけど、その辺のところはやっぱりちょっとでも早く、例えば、議長なら議長がそういうニュースを経た中でそういうことを説明させていくとか、やっぱりそういうものが、事前のあれがあれば非常に、今やとそれが、先ほど言われたように、会派の問題があつて、こっちがこうやから、それはどうしても通さんならんなというところとあるわけですけど、やっぱり自分ら議員は会派のただの戦いと違うので、やっぱり是は是、非は非で行こうとする集団なので、やっぱりそれを守っていこうと思うと、そういうことも必要なのかな。その辺はどういうふうに考えていったらいいかなというふうには、ちょっと参考にお聞きしました。

【竹井委員長】 宮村委員。

【宮村委員】 森委員の発言にちょっと関連しますもんで。

今回も特に名誉条例の件で、現実、議長の小坂直親さん、大概心配されておりました。私は、もう現実にそれは目の当たりにしてありますもんで。だから、議長は議長の責務が当然あります。議会運営上、やっぱり最高の責任者ですので、とは思いますが、何で議長が、

今までの議長をやってみえた方は皆さんそういう動きをされたでしょうけど、議長1人に心配かけずに、心配かけるところまでの空間を常任委員会等で僕は詰めなければいけないと。

それで、恐らく市長たる人は難しいとか、ちょっと込み入った議案については、当然市長に前もって説明等はされておるはずですね。その時間的な問題、いつされたのかということと、議員全体に対して、議長におんぶにだっこで議長からみずからちょっと様子が困難やと。

我々は会派がありますもんで、その辺のところは風通しがいいですから、いや、実はこんなちょっと問題があるのやと。議長は自分の属する会派に限らず、先輩議員にも小坂議長が尋ねてみえた光景もあるし、今回特にしていきますもんで。

だから、さっき森委員が言われたように、その辺のところ、余り議長にかけずに、かけないということと、やっぱり議員みんなが本当に温かい議論をした結果の、議論をした事実をつくらんといかんと僕は思うんです。

【竹井委員長】 池田委員。

【池田委員】 実質的に、今、皆さんがおっしゃること、本当にそう、ずっと常日ごろ思っていることだったんですけど。現実にとすると、議案、今、上がってくる部分が議運で1週間前ということで努力していただいて、早目に上がってきてはいただいているんだけど、実質的にわかるのは質疑の中でやりとり。それで、もう翌日が一般質問になって、すぐに委員会が始まってしまうという、この会期の日程のあり方が果たして今の状況の中でいいんだろうかということを感じるわけですね。

実際に議案が上がってきて、市民の意識というものもまだちょっとそこまで、こういう議案が上がっていて、どう思うと投げかけても、ぼんと返ってくるような状況ではないですけど、実質的に自分が議員として果たして本当にこの議案がいいのかどうなのかという議論する時間というものが非常にとりにくい。難しい。議案が上がってきてからね。

あるところでいけば、その議案を各会派で理事者が説明に歩いて、そこでやりとりをしていて、余り本番のときには議案のやりとりが少ないという議会もあるという話を伺っていく中で、そこである程度の議案の中身が詳しく、早目に聞いていったときに、会派なり、ここの3番の議員の共通の理念は何なのかと書いてあるけれど、お互いに会派間を超えた中の議員の考え方という意見集約、常任委員会の委員さんのメンバーでもいいですけどね。

結論的に言えば、今の質疑があつて、一般質問があつて、委員会がと矢継ぎ早にある。

1週間早めて議運が開催されておりますけど、果たしてその期間がどうなのかということがちよっと問題ではないのかという課題になってきますけど、もうちよっと議論していくためにはどのくらいがベストなのかという条件整備、環境整備もしていく必要があると思いますが、ちよっとそんな考え方を持っています。

【竹井委員長】 日程の関係、ちよっと今入りましたけれども、議事録の関係。森美和子委員。

【森(美)委員】 新人という目から見たときに、委員長もおっしゃっていましたが、そういった目で見たとときに、結果的には市民のためにどうしていくかという議論を議会の中でしていかないといけないのに、理事者から出された1つの議案に対して、どうも議員間の中でぎくしゃくというか、対立関係みたいなやつが私は非常にそういうところが気になって、結局的には賛成という形に持っていってしまうということが非常に危険な部分を感じる時があります。

そういう形で理事者のほうは出してくれていますのでいいのかなとは思いますが、議員間のもっともっと詰めた議論、これだけの議員さんがいらっしゃるのであれば、先ほどの二元代表制という考え方も言われていましたけど、22人の議論の中で理事者側が出されてきた議案に対して議論がされていないというのを、一人一人考え方がいろいろ違いますし、だけど、もったいないなど。じゃ、議会って何なんだろうかなということが今までの中で多々ありましたので、そののところも必要なのかなというのを感じました。

【竹井委員長】 私らも大いに疑問を持つところですけど、ちよっと意見として。  
水野委員。

【水野委員】 修正案提出権の問題、いろいろ論議されておりますが、やっぱり個々の議員が集まって議会が構成されておるといことですが、現状の議会運営なり、あるいは事前の議案に対する議員の勉強というか、そういうものを見ると、もう少し議案、条例にしても予算にしても勉強するべきじゃないかという気がするんです。

それで、御意見にもありますように、いわゆる賛否というのは個人ですから、会派とかそんなこと、会派の中でも割れるわけですから、必ずしも会派が1本で行くということではない。だけど、やっぱりそういう課題が、底には何があるのか、裏には何があるのかとか、あるいはもっと掘り下げた論議というものが、例えばわずか5条か6条の条例であっても、そういう背景があるわけですから、そういうのはやっぱりここにあるように、議員間討議というか、そういう論議の場があってもいいんじゃないかと。それは全協のほうがい



いんじゃないかと。

余り事前にやるということじゃなくて、それはそれで勉強会ということで、中身を討議して、そして、議員間の勉強会をすると。その勉強会で、またあるいは本会議でのポイントの質疑があつて、そこで本人が判断するわけですから、必ずしも統一して賛成せないかんとか、反対せないかんと問題ではないと思うのでね。

ですから、やっぱり議員間で切磋琢磨して、そういう技能なり、あるいは一方では知識を上げていくと。そういうものに並行した議案に対する勉強会の開催というものをやれば、ある程度の中身もわかってくるし、あの人賛成するから私もということじゃなくて、やっぱり議員個人の判断でそれは動いていくもんだというふうに思うので、私は、議員間討議というか、勉強会というか、そういうものをすればある程度理解はできるというふうに思いますけどね。

【竹井委員長】 では、一たん休憩をとらせていただきます。10分ですので、11時5分に再開をさせていただきます。

( 休 憩 )

【竹井委員長】 それでは、休憩前に引き続き再開をさせていただきます。

今、多くの議員の方から、議案修正という視点でさまざまな意見をちょうだいいたしました。今の多くのいただいた意見に関しては、今回まとめた中身にもいろいろこれからの検討課題として記載をされております。

ただ、ちょっと私も皆さんのほうの御意見を聞いておまして、1つ、一度ここの議論もお願いしたいなというのは、実は、ちょうど今も読んでいました分権時代の議会改革、1番の一番後ろのところ、要はオール与党化をしてしまうわけですね。どうしても議員がオール与党化をしてしまうと。そういう中での、ここに少し皮肉というか、さっきの二元代表制としての機関のあり方というのがちょっとここに書かれていました。

そういうことを視点に、これまでのことは別にして、やっぱり二元代表制も少し頭に置きながら、なぜそういうふうに行かないのかと。やっぱりどうしても首長との関係というのが非常に我々も重要視せざるを得ないのか。いやいや、そうじゃないんだと。これは現実ではなくて理屈の話ですので、もうちょっときちっとした対等であるべきではないのかとか、少しそういうところで思っていることがあれば。

どうして我々は与党化っぽくなってしまふのかということなんですよ。結局は修正もやり切れない。否決もなかなかしたがないというか、しづらいといいますかね。

この前、県議会がセミナーをやって、前の片山知事が講演をなされて、修正や否決はやっていいんだと。そのことが首長の政治責任は問わないんだというふうなお話があって、ちょっとほっとしながら、あっ、そういうものなんだと。そういうこともあって、いろいろ私も修正なんかを各市調べると、結構修正はしているし、最近の四日市だと否決もしていますね。空港との運行路線の関係は、あれは否決をしているし、服部副委員長がおっしゃったように、もともと否決とか修正がなかった亀山市議会のほうが少し運用上まじめ過ぎるというか、与党、市長との関係をきっちり大事にしたような運用になったのかなと思いつつ、一度皆さんのほうのお考えも含めて、これからということで、なぜそうなるんだろうかと。何が障害しているんだろうか。非常に重要な点だと思うんです。

やっぱりよその市で平気でやれることが何でやり切れないのか。そのことを言うと、本当に首長を否定しているのだろうか。私は、前片山知事のお話を聞いて、いよいよ亀山市もそんな時期に来たかなと思いつつ、ちょうどこの委員会が設置をされましたので、皆様の今の前段の御意見をお伺いしておりますと、修正、いいじゃないか、それから、議員間での討論も非常にやって、やっぱりそれはみんな考えようと、非常に前向きな御意見が今出ておりますので、もう一歩突っ込んで、現実になんだろうかということで、もし御意見があればお願いをしたいなというふうに思います。

宮村委員。

【宮村委員】 議員みんなが個人的な考え方は違うと思うんですが、私、先に結論からいいますと、私は、やっぱり市議会というのはオール与党とは言いませんけども、みんな、イデオロギーとか考え方が違う人が現実にもいますもんで。だけど、私は、市議会においては、やっぱり与党的な部分が必要ではないかなと。あんまり細かいことは言えませんが。

それで、それと、もう一つ、首長は首長で権力は、だれしも市長になろうと思う人は権力の中核に、僕は、ある部分は意識は当然持つてみえると思うんですわ。だから、私が言う  
与党化というのは、修正に、理事者側もそうなんですが、今回、理事者側は特に関係ないんですけど、やっぱりお互いが相手の考え方、相手の立場を尊重するかどうかというところが一番最後の大きな合意形成を持っていかないかと思いつつ、

だから、修正動議が出るということで、反発するような首長やったら、私は、これはちょっと考えてもらわないかなと思いつつ、修正動議に応じることこそ、与党という意味合いはいろいろありますが、それがまさに議会運営のうまく行く道ですので、そんな修正動議を鼻から聞きませんよというのではちょっと困りますし、それで、また逆に、我々

としても、首長もそうやけど、権力という言葉をここで使ってええのかどうかはちょっと別ですけど、当然それぐらいのものは持ってみるのが当然ですから、だから、お互いに歩み寄ってもらおうという、そういう資質がある人でないと、それは修正以上のものに場合によってはなっていく可能性がありますわね。もう一つの、今、先ほどおっしゃった言葉があるんですが、だから、私は、やっぱりそういう意味で、修正はお互いが修正に応じるべきだと、結果は別にしてね。

以上ですが。

【竹井委員長】 これに限っていただかなくて結構ですが、修正に絡みながら、議員の立場、それから、会派の中でのそれぞれの議員の議論のあり方、それから、委員会での議論の仕方、それから、議案審議にかかわる時間のかけ方というんですかね、経過のあり方、そこまで来ました。ただ、現実に出すぞとなったときに、今度是对首長との関係。それで大体1つの修正の流れができるかと思って、少しその辺も今研究をさせてもらいました。

別にそのことだけでなく結構ですので、あくまで1番、2番、大分修正論議の中から少しいろい課題も見えてきたような気がします。

水野委員。

【水野委員】 議会論議に関連しまして、よその条例の中では、理事者の反問権というものが与えられると。それは本会議になってくると思うんだけど、議案に対する質疑の中でこうすべきじゃないか、あるいはこれはこういう理由だという意味での反論になってくる。

だから、そういうことを私は入れていってもいい。それはやっぱり議会と理事者の緊張感というか、そういうものも上げてくるし、そういうことがあって、議員の資質、あるいは勉強というものができるといふふうに思うので、だから、修正の前には、例えば修正案を出す前には、そういった議会の中の理事者対議員との間の論議というものがあっていいんじゃないかと思うんです。そのことがレベルも上がるというふうに思いますので、その辺の皆さんの御意見はどうかと思いますが、私はあっていいと思います。1つの過程として、決めていく過程としてそういうものが必要ではないかと思いますけど。

【竹井委員長】 反問権の問題もなかなか少ないんですね、入れてあるところというのは。これは1つのテーマとしてまた議論はしなきゃいけないと思いますので、今回は課題提起ということで確認させてもらおうと思います。

そのほかに言われるのは、皆さんの意見の中でまた気づかれた点、こういうふうにして

みたらどうだろうかというふうなお声がありましたら。これは決定する会議ではありませんので、いろんな御意見をちょうだいして、それから交通整理をしていきますので、日ごろ、議会運営上で少し疑問な点なり、なぜこうなっているんだろうかというような。

鈴木委員。

【鈴木委員】 先ほど来、議会は執行部から提案された追認機関ではなくて、可否のみでなくて修正もできるような議会になってほしいということには私も同意見なんですけども、議案なり予算なり、提出されたものが一括採決のために、おのおの議案あるいは予算に対する賛否の意見が、個人の意見、議員の意見がなかなか反映しないと。

その意味で、先ほど森淳之祐議員もおっしゃったんですけども、期間もありますけども、いわゆる執行部側の事前の説明とか、あるいはその後の水野さんの意見ですと、議員間同士でうまくやっていけという。それを根回しという言葉で片づけないで、制度的な担保をとっておくというような方法みたいなものにならないのかな。事前にこういう説明があって、一括採決をするなら、それをいわゆる根回しという言葉では片づけてはいけない。制度的な、手順的な担保がないと進んでいかないんじゃないかなと、ちょっとうまく表現できませんけど、そんな意見です。

【竹井委員長】 私から答えるとおかしい。委員会運営の話ですので、基本的には一括でやろうかというふうな流れがあります。それもさっき言われたやっぱりいろんな絡みの中で一番やりやすい運営だからだと思います。ただ、重要案件に関して個別にやりますかとか、この前、総務委員会は個別にやっておりましたけれども。

それから、一括採決でも反対があれば討論しますので、そうすると、その議案に関しては、そこだけ外してしまうというやり方をしています。

ただ、予算が一番難しいわけですね。これは一括で来ていますので、例えばちょきちょき切ってもらえればいいんですけど、国保、老人、下水、農集、この辺は1本になっていますので、企業会計の場合は別々ですからまだいいんですが、そういう審査方法、要は審査方法のあり方の御提議ですので、やっぱりこれは委員会運営とも絡みますので、今までは基本的に一括でお諮りをするというのがどうもならわしでしたので、私たちも委員長になったときには、まずは一括で、でも、お諮りをしていると思うんですけどね、最初に。一括でよろしいですかと。異議なしというと、一括で議論を進めて、採決も一括でやるという、たしか今、スタイルだと思う。だから、異議ありとって、個別にやれと委員会で言っただけならば、多分、そういう流れになっておると思います。

御提起ということで、委員会の審議のあり方ということで、今、御提起をいただきましたので、またこの辺もこれからの運用上の、池田委員がおっしゃる審査の仕方のことですので、またこれも課題として確認したいと思います。

服部副委員長。

【服部副委員長】 首長との関係でいろいろ意見が出て、根本的には個々の議員の、いわゆる考え方であるとか、資質であるとかというのは大きな要素を持っておると思うんですけども、日本の風土というのも私は随分影響があるのかなと思うんですよ。

例えば今、市長選が直前にある。そうすると、個々、それぞれ候補者を応援したりする。また逆に、市議選の中で市長のほうから応援をいただく候補者もいる。いわゆる日本の政治の中で、そういうお互いに支持し合うというような関係があつて、そういう関係があると、どうしても、例えば応援した人が市長に当選した。そうすると、やっぱり何が何でもその議案は全部通してやらないかんというような、ヨーロッパなんかはその辺を割り切つて、応援は応援やと。せやけども、議案については是々非々やというふうな、そういう割り切り方というのか、考え方ができるような風土があるんやけども、日本はどうもそれを引きずってしまうというのか、自分が応援した者に対して、出してきた議案を反対するわけにいかないから、何としても通そうやないかみたいな、そういう人間関係みたいなところにまで引きずってしまうというのが。

だから、それを本当に議案は議案で是々非々で行くというふうな、そういう割り切り方がなかなかできないような、そういうような日本特有の風土みたいなものが私は背景にありはしないかなというような。やっぱりそここのところがそれぞれの人がどう踏ん切つてやっっていけるのかによって、1つは変わってくるのかなというのも思うところがあります。

【竹井委員長】 宮村委員。

【宮村委員】 余り長いこと話はしませんが、こういうこともあるんですね。たまたま市長選立候補の方の後援会と私の後援会の方が両方ともしているというケースもありますもんで、そんなこともあるということがまず1つね。どうのこうのとは言いませんが。

それと、私も思っておるんですが、今、服部委員が言ったように、応援したのと本会議の中での賛成か、そうでないのかというのは、これは当然そうすべきだと私は思います。私はですね。だから、今言ってみえるのは同感ですわ。もちろん人間関係が当然あるのは当然ですけども、それとはやっぱり私は一緒にしたくない。是々非々でという、そんな考え方です。

【竹井委員長】 今の宮村委員のお話は、多分、また議員の役割と責務も含めて、今度はそのそれぞれの議員の方がどんな立場でいろんな関係者の方としていくのか、そんな議論にもまたこれは展開しそうな気がしますので、またこれも1つの問題提起かなというふうに思います。

確かに、さっき言いました1の一番最後を読んでおると、似たようなことがいっぱい書いてあります。断ち切るべきだというふうにここには書いてあるんですけど、いろんな意味で少し問題提起になったかなというふうには考えております。

もうちょっと時間がありますので、首長との関係にかかわらず、1番、2番、特に修正というところで議論、問題提起をしていただいて、話は進んでおりますけども、先ほどの宮村委員からおっしゃいました議員という部分も含めて、自己研さんだとか、市民に対する説明とか、資質の向上というふうな問題点、論点もあります。

修正するには、我々もそれだけの研さんを積まなければ難しいと。それが個人の努力なのか、事務局のお力を少しかりながらやっていくのか、大森先生の最終回のやつでも、質問はみずから調査し、研究し、そのことを質問すべきではないのかと。だから、知らないことは聞かなくと。知っていることを精査した上で質問はしなさいと。厳しいなと思いながらも、確かに的を射ておるなど。

そうなりますと、自己研さんも含め事務局はまた後で行いますので、少し議員個人の中で、もうちょっとこういうふうにやったらもっと議員活動が楽になるのになとか、もっとこんなところで、何かうまく情報がとれないのかなとか、日ごろ、何かもしお悩みの点があれば、またこういうところで課題点として御披露願えれば、また少し議論の過程といたしますか、政務調査費はまた後にやります。でも、政務調査費も一種の政策形成のための調査ですので、もしそんなようであれば、ちょっとお伺いします。もうちょっと時間がありますので。

宮村委員。

【宮村委員】 議員の資質ということで、私も鮮明に、まだ2日、3日前のことですけども、小坂議長が閉会式で、議長のごあいさつの中で、議長として議員の資質の向上的なことを発言されたと思います。これはもう全く同感であって、せっかくきょう、オブザーバーでみえていますので、それで、この委員の中には議長経験が3人おみえですので、小坂議長、もし素直にシンプルな思いで、あの発言はこういうことやと発言ができればしていただいてもいいし、もうちょっと遠慮しておくというんやったら、これはお任せします

わ。

以上ですが。

【竹井委員長】 小坂議長。

【小坂議長】 含めて議会のあり方のほうで十分審議していただければ結構ですので、こういう機会での発言は遠慮します。

【竹井委員長】 ありがとうございます。エールを送っていただきましたので、ぜひ頑張っていきたいと思います。

確かに資質の向上と一言で言うと簡単な言葉ですけど、非常に難しく、多分、皆さん、日々お悩みというか、いろんな問題提起をされたとき、それから、一般質問でいろんなテーマを質問するときに、さまざまな調査や考え方を整理すると。その辺からだんだん力量も上がっていくんだと思う。特に議案なんかですと非常にわかりづらい。だれに聞いたらいいいんだ、どうしたらいいんだというふうに私自身もそういう思いはあります。

そういう意味で、もし何かそういうふうな悩みでもあって、もうちょっと、先ほど池田委員からも議案に関してはなかなか精査する時間が少ないんじゃないかと。それから、なかなか理解する場面が少ないんじゃないかと。確かにそうなんです、これ。かといって、森委員がおっしゃいましたように、事前にあれこれやられると、これはまた正式な議論がないまま、いかにも骨抜きになってしまう。それでもまずいだろうし、何か新しい形のそういうことも今後我々としてもまた議論せないかんとおもいますが、まずは個人ですね。

その辺で、こういう点で悩んでいるとか、もっとこういうふうな方法があったらいいのになんかということがあれば、少し御議論願おうかな。これは、キャリアは関係ありませんからね。新しいテーマだったらみんな一緒ですから、これは、非常に悩んでいるわけですね。

池田委員。

【池田委員】 個人として勉強、研さんしていくのは当たり前なことであると思うんですね。特に一般質問的な部分の場合なんかは、もう当然議員は勉強しておりますよね。ただ、やっぱり議会のあり方、役割という形になってくると、当然議案、それから、さっき言ったような、水野委員が言われたような議員間討議、そういう場が全協に当たるかなと。そうすると、もう少し全協の生かし方なんかを、いつも思うのは、議案と同時に請願の議論も会派の中でそういう若干の話なんかはしていくわけですけど、そういう議員同士の会派間の間の中、だから、そういう部分が請願が出てきたときとか、そういう部分も含めた、議案だけじゃなく、そういう含めた中の考え方とかというものができる場づくりがもっと

もっと充実していくべきじゃないのかなというのは思いますね。他力本願的に人の意見を聞いて、自分を決めるというのではなく、自分の考え方がありながら、じゃ、果たしてそれが賛同を得る部分であるのかどうなのかという意見交換の場というか、そういう場が余りにもなさ過ぎると思います。

【竹井委員長】 宮村委員。

【宮村委員】 請願のお話があったもので、請願について言いますが、請願は当然所管の常任委員会に付託されて、常任委員会で検討というのか、もむわけですから、だから、紹介議員というのが当然そこにはあるわけですので、だから、紹介者もしくは紹介議員を時の委員長が、中身がまだもうひとつはっきりわからないという部分があったら、委員長の権限で、傍聴で発言をしてもらったら、請願についてはその場で議論は十分できると私は思います。

以上です。

【竹井委員長】 池田委員。

【池田委員】 おっしゃるとおりだけど、実質的にその場の部分の中の請願というのは結構最近国を絡む意見書提出の部分が大きくて、じゃ、地方自治体でできる範囲というのと、それから、今、国がどのくらい議論されているかという過程等を見ていったときに、おっしゃるとおり、紹介議員が必ず何名かみえるので、そこで聞いていくというのも本当に大事な部分だけれども、もう一つ突っ込んだ中の議論が必要ではないのかな。これは国の問題だからといって、賛成、反対の人数で決めていくのではなくて、ちょっとそんなような思いの中で話をさせてもらいました。

【竹井委員長】 今、ちょっと請願のお話が出ています。1番のところに、これは住民参加の仕組みで請願というのがあるということが書いてあるんですけど、請願における取り扱いとか、それから、紹介議員の立場というのは余り議論はされたことはないです。

私も一遍説明せいと言われて、一度だけこの席に座って説明したことはありますけれども、その辺はまだ議会の中でもルールは確立はされていないような気がします。これもまた1つ、請願における紹介議員のあり方というのも過去は余り議論されず、必要に応じて説明を求めたり、必要がなければ、もう何もなかったようにしていますので、その辺はまたひとつ課題として入れさせていただこうというふうに思います。

私としては、議会全体として、最近、またぼちぼち講習会、研修会もふえてきましたけど、例えば自治法が変わったときに2回ぐらい、最近もやっていますが、もう少しそう



いう事務局自体から自治法が変わったよ、こういうことが変わったよ。当然議長のところにはいろいろ通達があって、議論はされているんですけど、それも含めて、なかなか制度上の問題が議員それぞれに細かくは来ていない部分もありますので、そういうところも1つ課題かなとは委員長としては思っています。

個人と同時に、議会全体が共有する課題の勉強といいますか、そういうものも常々やっておかないと、法律は変わったわ、全然知らないうちに、知らずに済んでいたわではなくて、代表者会議や何かでいろいろやりますけど、もうちょっとその辺も課題はあるのかなと。議会に共通するものはやっぱりどンドンどンドン議会へ突っ込んでいくというふうなことも1つ必要かなとは感じております。そういう意味では、両面で資質向上というのは必要なかなというふうには感じてはおります。

大分いろんな御意見で、少し課題点なり、あと、今後の方向性もいただきました。よろしいですかね。

前田委員。

【前田委員】 私もずっと今まで皆さんの意見を聞いていて、確かに議案の修正あるいは否決等については、必要性があるケースが結構あると思いますし、それから、総論賛成で各論反対、ここはちょっと疑問やなという部分もあるんですね。

それが例えば、いざ内規とか細則ができた部分ではうまく調整してもらっておる部分もありますし、これはいい制度やな、いい条例やな、内容やなと思っていても、その内規、細則を見たら、あれ、思っていたのと違うやないかという中身があるんですね。

だから、単純に議案が出てきて、それに対して細かく歯どめして、修正してもらおうようなことに意見を出していても、それが通用しない場合もありますし、やむを得んなどということ、私らもほとんど賛成している部分も多いんですけども、その後、その条例ができて、内規、細則の部分でどのように疑問点をただして、あるいは歯どめしていくとかというような、このことも本当に必要やと思うんですけども、実際、そんなのはほとんどやっていないと思うんですよ。

だから、その辺のほうで、きっちりと中身を確認して、対応していくようなシステムをつくるのがいいのかどうかちょっとわからないですけども、そういう場所があってもいいんじゃないかなと。ほとんど細則を見せてくれとか、出たこともないと思うんですよ。こちらから見せてくれということであれば出てくると思うんですけども、それがすぐの時期にできないので、一月おくれになるか、二月おくれになるかわかりませんが、その辺

のチェックも議会としてするべきものか、してもいいのか、私もその辺の知識を持ち合わせていないですけども、考えていく必要があるんじゃないかなと思うんですけどね。そこで対応できるものが結構あるんじゃないかなと思うんですよ。

以上ですが。

【竹井委員長】 小坂議長。

【小坂議長】 これも前々から思っておるんですけど、関の場合は、ほとんどの条例が出た場合は、もう規則は出てくるんです、委員会には、亀山は出てこないですね。だから、これはもう一遍執行部とする話やけど、規則細則運用要綱というのは、関の場合はほとんどそれを見やんと条例を審議せんという、そういうシステムをとっておったんやけど、ここは一向に出てこんで、それは一遍、執行部との話の中でいつも議論になるのは、そこが議論になって、質疑が議論になるので、これはやっぱり条例を出す以上あるはずなんです。規則運用要綱は。それを出さんというのやで、そこらは毅然と議会が態度をとって、やっぱり条例審査をするには、本会議には出さんでも、委員会には規則運用規定は出すべきやなというのと、それから、新規条例、不特定多数の市民にかかわることは、やはり次の議会にはこういう条例を出しますというある程度の概要を最初は示していただかんと。いきなり10日前に条例を出されたのでは、もう審議のしようもない。

それは今、池田委員やいろんな議論になるけど、やっぱりもう少し新規条例、そしてまた、予算がリンクする、大きな予算をリンクする条例、それから、市民との不特定多数に影響を及ぼす新規条例は、やっぱりもう少し事前に概要だけを出していただかんと、議会としての心構えができへんで、そこらはやっぱり執行部にどういう考えかを出さんと、今度は6月議会にこういう新規条例を出しますとか、予算を伴うあれを出すという場合は、やっぱりもうちょっと事前協議が議会にあってしかるべしかなというのを心がけて、これは議運のほうと一遍また私のほうが相談させていただいて、また代表者会議とか議運のほうへ相談させていただいて、また執行部へ申し出たらどうかなというふうなことは考えております。

【竹井委員長】 今、大変重要な御意見だと思います。私も議員になったところに、議案書と補正予算書だけで審議させられて、聞かなければ答弁されませんので、もう聞かなければいいという、そういう行政運営だった。ここは最近、条例の制定と改廃も出るようになりましたし、若干の補足資料は出るようになり、それでもほとんど出ていないと。

今、前田委員、また小坂議長からも、ちょっとここには載っていないんですね、よく見

ましたら。アンケートには、でも、一番重要な点かなど。やっぱり審査する上での必要な書類とは何やぞと。そうなると、やっぱり二元代表制なのか、いやいや、議会は与えたものさえ審議しておいてくれればいいのか、そこはあり方委員会でももう少し、ここはちょっとどこにも課題が載っていませんので、1個入れて、やっぱり審議する上で、何が必要なんだという今のいろんな御意見をちょうだいして、やっぱり審査するための資料とはどうあるべきなんだと。それがなければ審査しないぐらいの、やっぱり少しそういう議論もまた今後やらせていただこうと思います。大分出るようにはなりましたけど。

【竹井委員長】 大体何にもなしで聞かなければ賛成という形が昔多かったような気がします。聞かなければ答えないというのが昔のスタイルでしたので、いよいよちょっと出始めた。今の意見はぜひ委員会としても一遍課題点として、ちょっと載っておりませんので、新たにどこかに追記して、また議論の材料にさせていただこうと思います。大変貴重な意見をありがとうございます。

宮村委員。

【宮村委員】 何でもそうなんです、まず、きつい言い方をすると出したがらない。そして、質問しないことは答えないと。だから、先ほどの条例の話で行くと、太字は結構皆さん理解できるんですわ。だけど、附則とか小さな字で書いてあるのは、どっかいこれが一番大事なことですよね。わずか1行、2行が。否定的なことが書いてある。

だから、当然、今、小坂議長が言われたのは、これはもう議員が感づかなかったのがちょっとおかしなことであって、とって、我々もそうなんです、それと、やっぱり条例の修正とか否決とかって、中身は知りませんが、一番典型的なのは、やっぱり首長は首長で理事者側は自信を持ってということか、必要に迫られてということか、条例次第にもよるんですが、やっぱり責任を持って、上程してくるということも私はよく理解していますので、その一番いい典型的な直近が岐阜の市長選ですわ、例の学校の。

だから、私は、やっぱりお互いが相手の立場でこの時期になぜなのということを深く、そういうことも考えながら、修正すべきものはやっぱり修正案を出してと、そんな軸足を持っています。

以上です。

【竹井委員長】 修正のところからどんどん源流にたどり出して、結果的に今、入り口のところです。行政側の提案のありようによって、やっぱり我々の議論も大分変化をします。確かに十何年前、私が議員になったころと今とは大きく変わりましたが、まだ

まだ不足していると。

私の例で申しわけないですけど、服部副委員長と産建の委員長、副委員長のときに、ある書類を出せと言ったら、出せないと言われる。委員会の委員長が出せと言っても出さないときがありました。出なかったら審議拒否をしようと2人で決めていたんですけど、当日出てきましたので、審査はしましたけれども、委員会の委員長が言っても出ないわけですから、どうやって審査しますんやなしつこく言ったんですけど、そういうときもありました。

だから、やっぱりかたくなに閉ざして得をするのはだれかということですので、我々は扉をあける作業を今、皆さんのいろんな御意見を聞いて、徐々に扉をあけていかなきゃならんというふうにもた思いました。

非常にいい御意見を私はちょうだいしたと。改めてどこかへ入れて、きちっと課題として整理をさせていただこうと。

修正のところから随分、大分前へ出て行って、審議のあり方のほうに議論としては入っていきました。もうちょっと審議ができるような体制整備をすべきではないかということだと思います。その辺もまた次の機会に、またいろいろ御意見、今の審議のあり方をいろいろ見ていただいて、もうちょっとこんなものがあつたらいいんじゃないのとか、もう説明がこうであるとか、説明の仕方もこうじゃないのとか、そういうこともこの今の課題で一遍議論はやります。条例にのるかのかは関係ありませんので、あとは必要であれば議運に持ち込んだり、議長からお願いをしたりというふうにできますので、ここは大変いい問題点を提起していただいたというふうに考えております。

ほかよろしゅうございますか。

服部副委員長。

**【服部副委員長】** 今、委員長が言われた中で、私、1つぜひ検討しなきゃならんのは、日程の問題をせんならんと思うんですよ。例えば議案質疑が終わって、私は産建の委員ですけれども、一般質問が2日間あって、その次にはもう産建の委員会なんですよ。そうすると、議案質疑が終わって、一般質問も自分は準備しているから全力を挙げんならん。終わったら、すぐもう委員会で、その議案について賛否を問うという形になる。一体どこでどう自分の時間をとって、例えばほかの議員さん等も含めて話をするとか、修正をすとかというような時間がとれない。

だから、その辺のところでも日程の問題もそういうことができるような日程に変えていく

というようなことも要るんじゃないかなというふうに思います。例えば竹井さんなんかは、1週目はとにかく本会議で4日間、議案質疑と一般質問で1週間、本会議だけにすると。次の週にすべて委員会を持ってくるとかね。それから、委員会については3日間とるんやけど、1日予備日をとるとかね。どこかの委員会が例えば2日にわたってやる場合はそこでできるようにするとかね。そんなふうな日程の問題も含めて考えないと、結局、今の日程の中でこれをやろうとしたら、やっぱり無理が起こるんじゃないかなと、そんな気がします。

【竹井委員長】 日程とか定例会の関係は、多分ほかのところ、たしか課題点を挙げていると思いますので、徐々に議会を変えていこうとすると、相手方にも変わっていただかないと、私たちだけでは変えられない部分も出てきたかなという気がします。それで、多分、二元代表制というのを県議会は標榜したんだろうと思います。対等なんだと、議会は従属じゃないんだと。何かそんな気が、個人としては、皆さんのお話を聞いて、だから、二元代表制を標榜したのかなと。要するに、対等なんだと。だから、出すものはみんな同じものを出せということだと思うんです。

この議会のやつの最後のところに、理事者は多くの職員を使って資料をつくと。議員は議会事務局でしかつけれないと。まさしくその構図なんですよ。多くデータを持つ人が出さなかったら、持たない我々はどうやって議論したらいいんだと、非常にいい御指摘をいただきましたので、議会のあり方としては、ちょっとテーマは違うのかもしれませんが、でも、結果的にそこがないと議会のあり方は議論できないというふうに感じましたので、少しそれは条例と若干関係はありませんけれども、その問題解決するにはどんな方法、やっぱりそれがある意味二元代表なのかもしれないかなとふっと感想を持たせていただきました。

大分、きょう、長時間にわたっていろんな御意見をいただきました。一度また事務局のほうできょうの御議論を全部整理して、また改めて次の機会にお手元に整理したものを配付させていただいて、またさらに議論を深めていきたいというふうに考えておりますので、きょうの議事については一たんここで閉めさせていただこうと、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 その他、先ほど言いました配付資料、議会改革の資料、全部で6部、お手元にお配りしてあります。また折につけ、読んでいただきまして、こういう考え方もあるんだというふうなことの御参考をお願いをしたい。

それから、次回、1月に開催を月末にやろうかなというふうに考えております。市長選の日程も絡みますが、昼間の会議ですので、お願いをしようかなと。1月の22、23、30、その3日のうちの一番出席が多いタイミングで。30日は金曜日です。23も金曜日。木、金、それから、30も金のはずです。週末に。

年明けで確認をさせていただきますので、一応、皆さんの御予定、新年ですので、いろいろ御予定が入ってきますので、年明けに各委員の方の御予定を聞きまして、一番重なりが多い日に改めて調整をさせていただきますので、御都合の悪い日がありましたら、事前におわかりでしたら、事務局のほうにお伝えをください。1月13日ぐらいまでに事務局のほうに連絡をお願いします。

【宮村委員】 この日程、いつも全協と効率よく日にちを重ねてもらったりしておるんですが、来月の全協っていつなんですか。

【竹井委員長】 斎場の関係があるかなと思って。

【宮村委員】 重なるわ。

【竹井委員長】 いつも毎月やっていますので、それでちょっと外させてもらいました。

【宮村委員】 わかりました。

【竹井委員長】 それでは、今のところ3日ぐらいの中で皆さんの一番御都合のいい日を調整させていただきますので、22、23、30で御都合の悪い日があったら事前に事務局のほうに1月13日ぐらいまでをお願いをしたいと。

それから、次回の議論のテーマとして、やっぱり一番根幹をなすという、私が考えています会派の考え方、会派の是非という議論であります。会派の考え方を少し議論させていただきたいなというふうに思います。やっぱりここが解決しないと、なかなか全体の形も見えてこないものですから、まず、会派の考え方。

それと、今、事務局のほうで、この10年ぐらい、いろんな細かい改革というか、改善がされています。質問の仕方、一般質問、それが質疑と一般質問に変わり、それから、議運が正式に発足をし、それから、質問時間もいろいろ変遷をし、さまざまな細かい改革を踏まえて、今、ここに来ています。そういうこともだんだんわかっている人も減ってきましたので、全部、今、整理をさせております。

それをもって、そことやはりすべて会派の関係になってきます。議論するのは会派の代表で議論するわけですので、そういうところと会派に属さないという部分との議論の少し交通整理ができるように資料を今つくらせておりますので、次回、少しそういう流れを見

ていただきながら、ここ10年、こんなことをやってきたんだなというふうに見ていただきながら、会派と会派に属さない者のいろんな関係について御議論を願いたいというふうに考えております。

それと、きょうの議論したものは、またまとめてお手元に提出をして、また課題点なり共通点については整理したものを御提示させていただこうというふうに考えております。

以上でございますが、特段、この際、御発言。

水野委員。

【水野委員】 当初のこのあり方検討委員会では、まず、議会基本条例を先行しようということで、具体的な論議に入ってきましたけども、確認ですけれども、本年度中というか、20年度、いわゆる21年3月までにそういうものを成案していくのかどうか。それですと、かなり忙しいので、月1ではちょっと間に合わないと思うんですけども。

そのほかのあり方の中で検討すべき事項も残っていますので、できたら、議会の関係もございませうけども、ちょっとピッチを上げてもらったほうがいいのではないかと思いますけども、どうでしょうか。

【竹井委員長】 私から申し上げます。委員長の思案としては、まちづくり条例がどうなるかわからない。これが3月に出るかどうかが全く不明です。それと、ようやく議論がスタートして、ここは丁寧にやっておきたいなというのがあります。要するに、これからが問題点がどっと出てくるだろうと。特に会派運営のところは一番重要になるので。それを乗り越えれば比較的早く行くと。それでも、3月はちょっと難しいんじゃないかなと思っています。

要するに、まちづくり条例の内容がわからないと、我々としても、先ほどの修正の話じゃありませんけど、その取り扱いをどうするんだという議論も片一方では出てくるし、それと関連した部分も我々は、こちらの条例としてはどこで補完をすると。この前も会議をやりましたけども、あの補完もせなあかんという部分も命題としてもらっているんで、新しい市長さんがどのタイミングでその条例を出されるのか。どうも3月、これはまずいか。ちょっと時期が不明確ではないかと。

【水野委員】 というのは、やっぱりほかの課題もあって、少なくとも定員問題とかそういうものも含めて、1年前には出してあったほうがいいだろうということは、21年の10月ぐらいまでにはほぼすべてのものを終わるといような方向で来ておったわけですね。

だから、まちづくり条例、新市長さんが答申に対してどういうふうに思うのか、あるいは条例として提案されるのはいつかわかりませんが、そういう横のらみはありますけども、準備はしておくということ。一部修正があっても構わないので、ある程度成案ができたような格好で、またその状況を見て、修正をするというようなのがあってもいいんじゃないかと思うので、提案させてもらったわけなんです。

【竹井委員長】 もうちょっと後で提案をさせてもらおうと。こういう御質問ですので。

今、委員長の思案としては、11人の議員で議論する場面と各会派の代表者を含めて、もう少し詰め作業をする理事会というのか、そういうふうな言葉で少しやりたいなど。

それで、そうすると、月2回ぐらいは動かさますので、ただ、まだもう少し皆さんの意見が練れてこないと、また、この意見が、あと半分の方はこの委員会には参加されておられませんので、また会派の中ですり合わせも必要になると。もう少しここ委員会の議論が練れたときに、今度は精査する作業としてもうちょっと少人数で小委員会みたいな形でやらせてもらおうと。そこで詰めながら、あと、会派に持ち帰ってもらって、もうちょっと詰める。そういうふうにはやらないと、ちょっと時間的には間に合わないかなというふうには考えています。それはまた改めてお諮りしたいと思います。

ですから、1月、2月の様子を見て、日程については決めていくというふうに考えております。

森美和子委員。

【森（美）委員】 きょうも資料をたくさんいただいたんですけど、事務局の作業のこともあると思うんですけど、ちょっと事前にいただけないかなとは思うんですけど、どうでしょうか。

【竹井委員長】 事前に配付するようにはしてはありますが、定例会を挟んで、いつもおくれおくれになっていますので、極力事前には配付できるように、当初はそのつもりでずっとおりましたけど、私の手元に来るのも2日、3日前ぐらいしか来ない状況ですので、できるだけ早く出すようにはさせていただきます。

じゃ、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【竹井委員長】 第8回の議会のあり方等検討特別委員会についてはこれで閉めさせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。



— 了 —